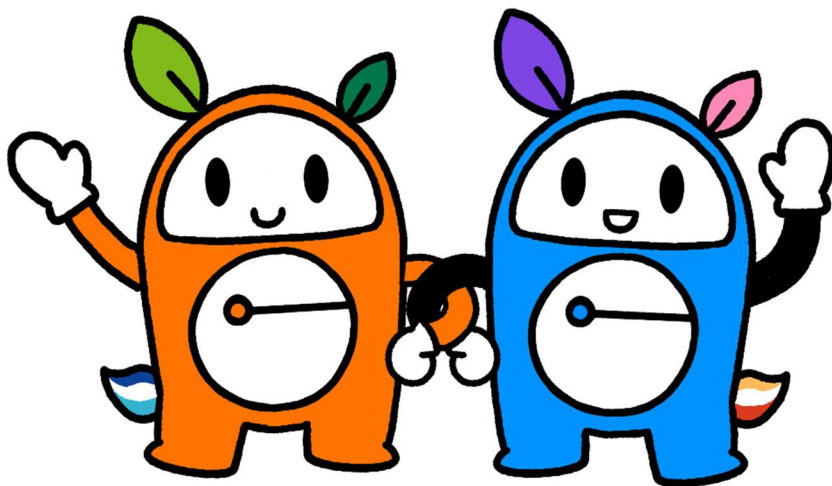


廃棄物保管場所等の設置及び 収集開始に係る手続の手引き



【問い合わせ窓口】

調布市 環境部 資源循環推進課 資源循環係

メール : gomitai@city.chofu.lg.jp

電話番号 : 042-306-8200

F A X : 042-368-9921

目次

1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	手続の対象となる建物及び必要な手続（提出書類）	2
	（1） 事前協議（要綱第5）	2
	（2） 収集開始依頼（要綱第7）	2
4	ごみ置場の設置・収集開始に関する手続の流れ	3
	（1） 集合住宅の場合	3
	（2） 事業用建物の場合	4
5	必要書類	5
	（1） 事前協議	5
	（2） （1）の内容に変更が生じた場合	5
	（3） 収集開始依頼	5
6	設置基準	6
	【集合住宅の場合】	6
	【事業用建物の場合】	8
7	事業系一般廃棄物の収集について	9
	（1） 事業系ごみの種類	9
	（2） 調布市に収集を依頼する方法	10
8	よくある質問	10
9	様式	12
	「事前協議確認書（第1号様式）」	12
	「事前協議変更確認書（第2号様式）」	18
	「集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第4号様式）」	24
	「集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第5号様式）」	25
10	関係法令等（参考）	27
	「調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱」	27
	「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」	31
	「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」	32
	「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」	34
	「調布市開発事業指導要綱」	34

1 はじめに

調布市では、地域の清潔で快適な生活環境の実現を図ることを目的として、一定規模以上の集合住宅や事業用建築物を建築する際、「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」や「調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱」に基づいて廃棄物の保管場所を設置するよう求めています。

廃棄物保管場所等の設置は、その建築物を利用する住民や事業者だけでなく、建物周辺の公衆衛生の保持に関わる事項です。つきましては、条例、規則及び要綱に基づく、適切な廃棄物保管場所等に係る手続に御協力いただきますようお願い申し上げます。

2 用語の定義

本手引きにおいて、以下のとおりに表示します。

条例 — 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号）

規則 — 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成6年調布市規則第4号）

要綱 — 調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成16年調布市要綱第3号）

街づくり条例 — 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年調布市条例第18号）

(1) 集合住宅（要綱第2第2号）

共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

(2) 事業用建築物（要綱第2第3号）

店舗、事務所、工場、倉庫、老人ホームその他これらに類する事業の用途に供する建築物をいう。

(3) 大規模集合住宅（規則第14条、要綱第2第4号）

15戸以上の集合住宅をいう。

(4) 小規模集合住宅（規則第14条の2、要綱第2第5号）

4戸以上15戸未満の集合住宅をいう。

(5) 大規模事業用建築物（規則第5条の2、要綱第2第6号）

延床面積が1,500平方メートル以上の建築物をいう。

(6) 小規模事業用建築物（規則第13条、要綱第2第7号）

延床面積が100平方メートル以上1,500平方メートル未満の建築物をいう。

(7) 一般廃棄物の保管場所（要綱第2第8号）

家庭廃棄物及び資源物を保管する場所をいう。

(8) 搬出場所（要綱第2第9号）

収集日に家庭廃棄物及び資源物を保管場所から運び出す場所をいう。

3 手続の対象となる建物及び必要な手続（提出書類）

用途	規模	必要な手続（提出書類）	
		(1)事前協議 (事前協議確認書)	(2)収集開始依頼 (集合住宅一般廃棄物保管場所設置届 兼収集依頼届)
集合住宅	15戸以上（大規模）	○	○
	4戸以上15戸未満 （小規模）	○	○
	4戸未満	×	○
事業用建築物	事業用途部分 1,500㎡以上（大規模）	○	×
	事業用途部分100㎡以上 1,500㎡未満（小規模）	○	×
	事業用途部分100㎡未満	×	×

(1) 事前協議（要綱第5）

ア 手続内容

4戸以上の集合住宅及び事業用途部分100㎡以上の事業用建築物が対象です。廃棄物保管場所等の設置位置や構造等について協議を行います。事前協議確認書（第1号様式）の提出をもって協議完了とします。

イ 手続時期

「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第6条第1項に規定される建築物の建築の確認の申請までに行ってください。

街づくり条例第20条第2号に規定する開発事業の建築物については、同条例施行規則33条第1項に規定する開発事業協定締結申請書の提出までに行ってください。

※ 対象外となる規模の集合住宅及び事業用建築物の建築に当たっては本手続を不要としますが、廃棄物保管場所等の設置については、要綱に規定する設置基準に適合したものを設置してください。

(2) 収集開始依頼（要綱第7）

ア 手続内容

集合住宅における廃棄物保管場所等の設置の届出及び収集開始の手続を行います。集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第4号様式）の提出をもって完了とします。

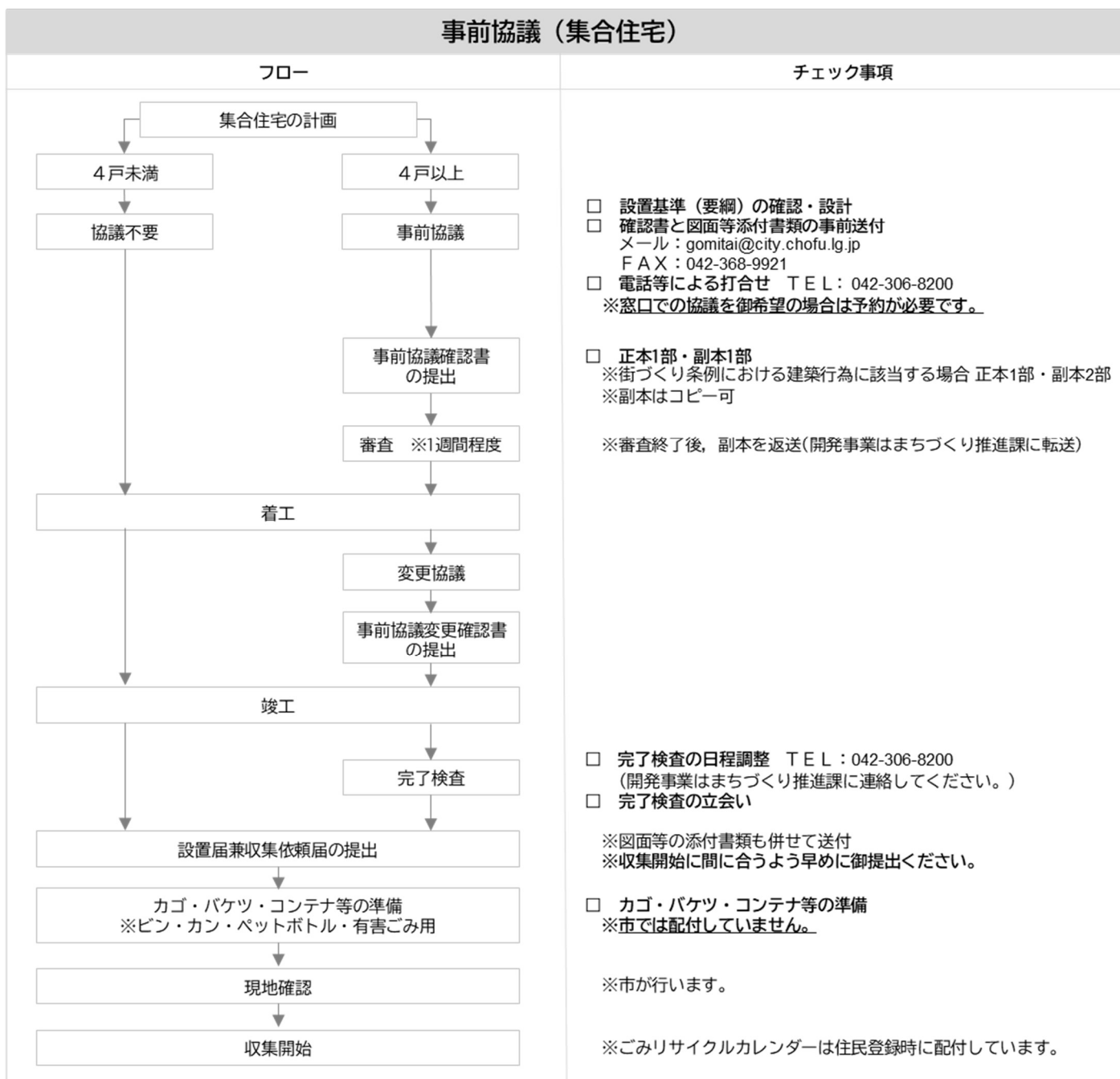
イ 手続時期

収集開始の2週間前までに手続を行ってください。

4 ごみ置場の設置・収集開始に関する手続の流れ

ごみ置場の設置及び収集開始に関する手続の流れは、集合住宅と事業用建築物で異なります。

(1) 集合住宅の場合



(2) 事業用建物の場合

事前協議（事業用建築物）	
フロー	チェック事項
<pre> graph TD A[事業用建築物の計画] --> B[延床100㎡未満] A --> C[延床100㎡以上 1,500㎡未満] A --> D[延床1,500㎡以上] B --> E[協議不要] C --> F[事前協議] D --> F F --> G[事前協議確認書の提出] G --> H[審査 ※1週間程度] H --> I[着工] I --> J[変更協議] J --> K[事前協議変更確認書の提出] K --> L[竣工] L --> M[完了検査] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 設置基準（要綱）の確認・設計 <input type="checkbox"/> 確認書と図面等添付書類の事前送付 メール：gomitai@city.chofu.lg.jp FAX：042-368-9921 <input type="checkbox"/> 電話等による打合せ TEL：042-306-8200 ※窓口での協議を御希望の場合は要予約 <input type="checkbox"/> 正本1部・副本1部 ※街づくり条例における建築行為に該当する場合 正本1部・副本2部 ※副本はコピー可 ※審査終了後、副本を返送(開発事業はまちづくり推進課に転送) <input type="checkbox"/> 完了検査の日程調整 TEL：042-306-8200 (開発事業はまちづくり推進課に連絡してください。) <input type="checkbox"/> 完了検査の立会い
<p>事業系一般廃棄物の収集・運搬処分に関する申出書の提出</p> <p>カゴ・バケツ・コンテナ等の準備 ※ビン・カン・ペットボトル用</p> <p>現地確認</p> <p>収集開始</p>	<p>【以下、行政が収集を行う場合】</p> <p>※収集開始に間に合うよう早めに御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> カゴ・バケツ・コンテナ等の準備 ※市では配付していません。 ※市が行います。 ※市職員が現地確認及び排出方法の説明を行います。 その際、ごみリサイクルカレンダーをお渡しします。

(1) 事前協議

ア 事前協議確認書（第1号様式）

イ 添付書類

(ア) 案内図

事業所在地を確認できるもの

(イ) 配置図

廃棄物保管場所等の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の配置図（平面図）

(ウ) 各階平面図

区画別に専用面積が分かる区画表及び1/100～1/200程度の平面図

(エ) 廃棄物保管場所等の詳細図

廃棄物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，二方向以上からの立面図，断面図及び求積図

(2) (1)の内容に変更が生じた場合

ア 事前協議変更確認書（第2号様式）

イ 添付書類

(ア) 案内図

事業所在地を確認できるもの

(イ) 配置図

廃棄物保管場所等の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の配置図（平面図）

(ウ) 各階平面図

区画別に専用面積が分かる区画表及び1/100～1/200程度の平面図

(エ) 廃棄物保管場所等の詳細図

廃棄物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，二方向以上からの立面図，断面図及び求積図

(3) 収集開始依頼

ア 集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第4号様式）

イ 添付書類

(ア) 案内図

事業所在地を確認できるもの

(イ) 配置図

廃棄物保管場所等の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の配置図（平面図）

(ウ) 廃棄物保管場所等の詳細図

廃棄物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，二方向以上からの立面図，断面図及び求積図

6 設置基準

用途	規模	事前協議	必要面積	構造等	その他
集合住宅	15戸以上 (大規模)	○	●世帯用 戸数×0.23㎡	<ul style="list-style-type: none"> ●形状：長方形 ●屋根・囲い：高さ2m以上の屋根・囲い（小規模集合住宅は三方を高さ1mのコンクリート壁等で囲むでも可） ●扉：引き戸。有効開口高さ2m以上・幅120cm以上 ●内部に棚を設ける場合：床面からの高さ上面1m以下・下面80cm以上・奥行60cm程度 ●その他：給水・排水・換気設備 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面した敷地内であること。 ●段差・傾斜のある場所に配置しないこと。 ●周辺環境・交通状況等に配慮すること。 ●保管場所を道路に面した場所に設置できない場合（確約書を提出） <ul style="list-style-type: none"> ・車路、幅員3.5m（相互通行は5.5m）以上・高さ3.5m以上を確保 ・通り抜けできない敷地は転回場所を設ける。幅員5m以上・隅切り ・駐車場所、長さ7m以上・幅3.5m以上・高さ3.5m以上 ・車路及び駐車場所の耐荷重は10t ●粗大ごみ置場 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物保管場所以外に粗大ごみ排出場所を確保すること。 ●搬出場所 <ul style="list-style-type: none"> 住宅戸数が80戸以上の場合は、必要面積として算出した面積に1/3を乗じて得た面積の搬出場所を設け、ごみ等の飛散防止措置を講じること。
	4戸以上15戸未満 (小規模)	○	●単身者用 戸数×0.23㎡× 2/3		
	4戸未満	×	上記に準じる		
事業用	事業用途部分 1,500㎡以上 (大規模)	○	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ① 収納量の確保 ② 作業の安全性の確保 ③ 換気・照明・給排水等設備の確保 ④ 衛生の確保 ⑤ 保管設備の耐久性の確保 ⑥ 廃棄物と再利用対象物の保管場所の明確な区分 ⑦ 集合住宅併設の場合は、集合住宅の保管場所とは別に設置 	
	事業用途部分 100㎡以上 1,500㎡未満 (小規模)	○			
	事業用途部分 100㎡未満	×			

【集合住宅の場合】

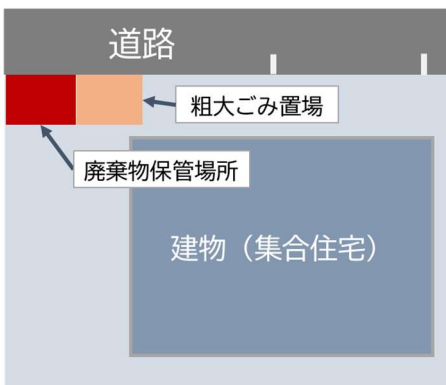
(1) 設置が必要な置場の種類

- ア 一般廃棄物の保管場所（要綱第3第1項）
- イ 粗大ごみ置場（要綱第3第2項第11号）
- ウ （80戸以上の集合住宅の場合）搬出場所（要綱第3第2項第10号）

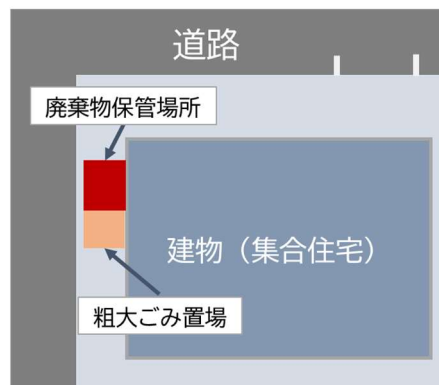
(2) 設置位置（要綱第3第1項）

収集時の作業性の観点から、周辺環境や交通状況等に配慮のうえ、道路に面した敷地内であり、段差や傾斜のない場所に設置してください。

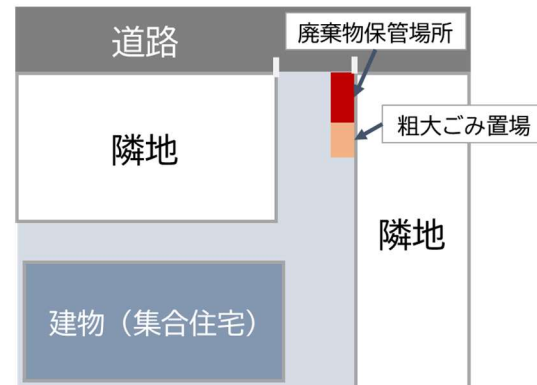
【例①】



【例②】

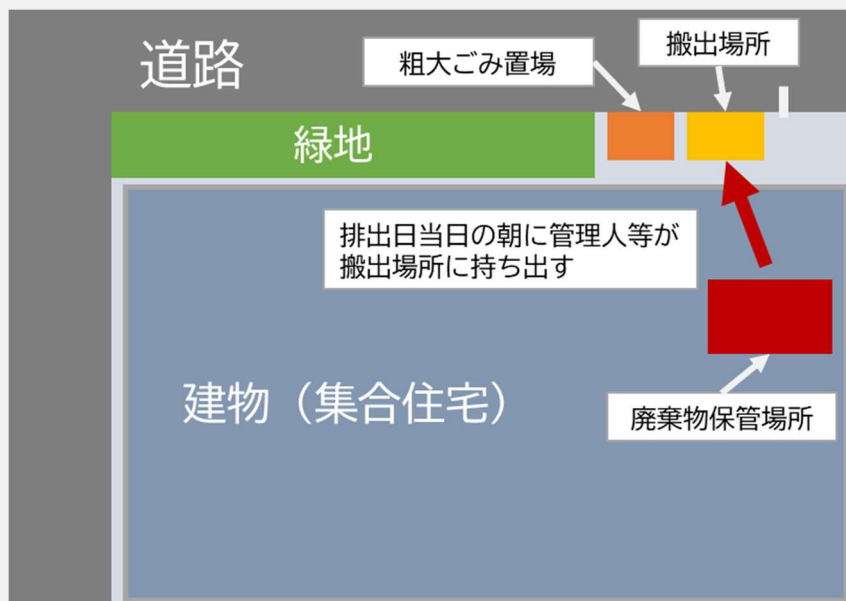


【例③】



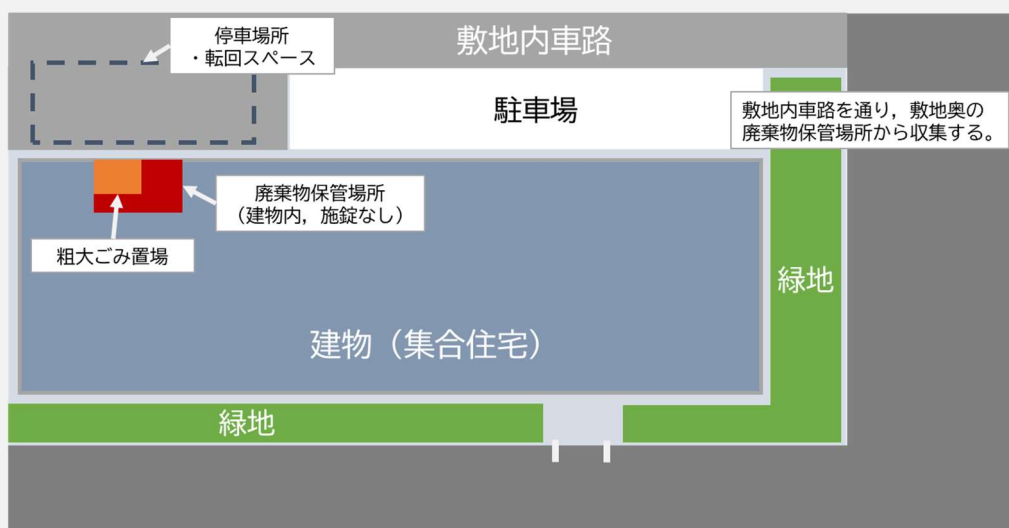
【道路に面した敷地内に設置できない場合、以下のいずれかの措置を講じてください。（要綱第3第3項）】

① 搬出場所を設ける（後述する一般廃棄物の保管場所の必要面積の1/3以上の広さ）。



② 以下の基準を満たす敷地内車路及び停車場を設ける。

- ・ 車路は幅3.5m以上（相互通行の場合5.5m以上）、高さ3.5m以上確保する。
- ・ 通り抜けができない場合、転回場所を設ける。車両を後退させて方向転換させる場合には、幅員は5m以上確保し、隅切りを設ける。
- ・ 停車場は、長さ7m以上、幅3.5m以上、高さ3.5m以上確保する。
- ・ 車路及び停車場は、車両重量10トンに耐えうる構造にする。



(3) 廃棄物保管場所等の構造について

ア 必要面積（要綱第3第2項第1号）

以下のとおりに算出した面積を内法の有効面積で確保してください。

【世帯用】 戸数×0.23㎡（㎡） 【単身者用】 戸数×0.23㎡×2/3（㎡）

※ 世帯用と単身者用が混在している場合は、それぞれの算出結果を足し合わせてください。

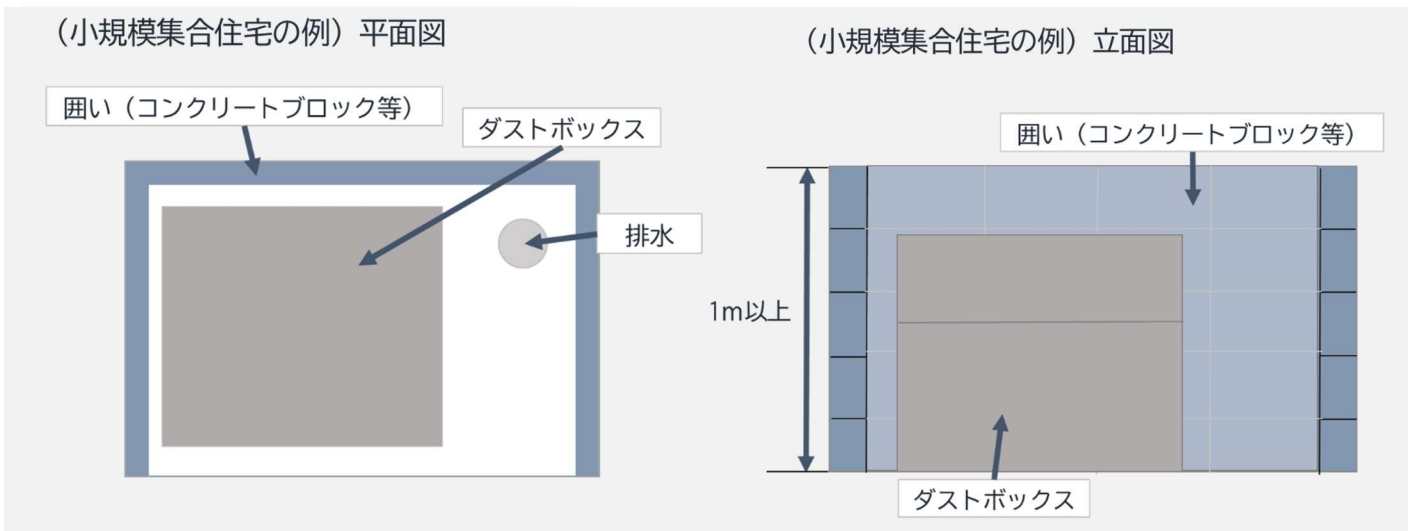
※ 算出結果が1㎡未満に満たない場合、必要面積を1㎡に繰り上げます。

※ 世帯用・単身者用の区分については、事業の計画内容を反映してください。

イ 屋根・囲い（要綱第3第2項第2号）

高さ2m以上の屋根・囲いを設けてください。

なお、小規模集合住宅（15戸未満）に限り、(3)アの必要面積を確保のうえ、三方を高さ1m以上のコンクリート壁等で囲む形式でも可とします。



ウ 扉（要綱第3第2項第4号）

扉の形状は、収集作業中に常時開放できるよう、原則引き違い戸とします。

また、扉の有効開口は、安全性を考慮して高さ2m以上、幅120cm以上確保してください。

エ 棚（要綱第3第2項第6号）

内部に棚を設ける場合、棚の上面の有効面積を廃棄物保管場所の有効面積とみなすことができます。

なお、棚を設ける場合は安全性を考慮し、床面からの棚の高さは上面1m以下、下面80cm以上、棚の奥行きは60センチメートル程度とし、耐久性及び強度を確保してください。

オ 設置設備（要綱第3第2項第7号）

衛生保持や安全性の観点から、床面はコンクリートとし、給排水設備及び換気設備、照明設備等を設置してください。

※ 給水設備は、ホース等で廃棄物保管場所の清掃に活用できる位置であれば、廃棄物保管場所の囲いの外に設置することができます。

※ 排水設備は、汚水桝に接続し、清掃時の汚水が道路や敷地内通路等に流出しないようにしてください。

カ 粗大ごみ置場（要綱第3第2項第11号）

道路に面した平らな箇所に設置してください。面積基準や構造に関する基準はございません。

【事業用建物の場合】

(1) 設置が必要な置場の種類

ア 廃棄物保管場所（要綱第4第1項）

イ 再利用対象物保管場所（要綱第4第1項）

※ 集合住宅と併設する場合は、混在防止を目的として、集合住宅の一般廃棄物の保管場所とは別に設置してください。（要綱第4第11号）

(2) 設置場所（要綱第4第11号）

規定なし。ただし、後述の要綱第7第3項に規定する申し出により、市が事業系一般廃棄物の収集を行う事業用建物については、集合住宅と同様、周辺環境や交通状況等に配慮のうえ、道路に面した敷地内であり、段差や傾斜のない場所に設置してください

(3) 廃棄物保管場所等の構造について

ア 廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所の区分（要綱第4第9号）

廃棄物の汚水等によって再利用対象物が再利用できなくなることを防ぐため、廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所を明確に区分してください。

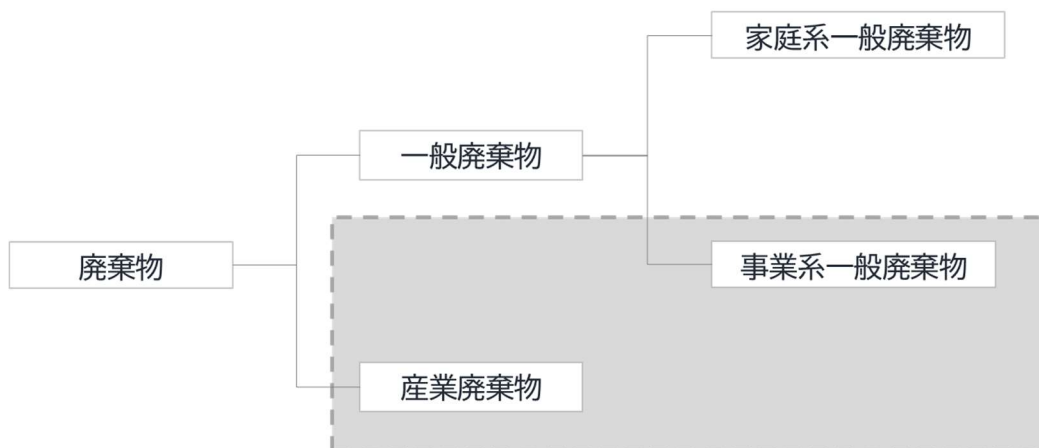
イ 設置設備（要綱第3第2項第3号）

安全性の観点から、換気、採光、排水等必要な措置を講じてください。

7 事業系一般廃棄物の収集について

事業系一般廃棄物を含む事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第3条及び条例第9条第3項により、事業者の責任において適正に処理されなければならないと規定されています。

事業系ごみを処理する場合は、排出する事業者自らの責任と負担によって、許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。



(1) 事業系ごみの種類

ア 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」で定められています。
東京都が許可した産業廃棄物収集運搬・処理業者に収集・処分を依頼してください。

イ 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

調布市が許可した一般廃棄物収集運搬・処理業者に収集・処分を依頼してください。

(2) 調布市に収集を依頼する方法

延べ面積が以下の基準を満たす事業所（少量排出事業所）は、廃棄物種類別に定めた排出量基準の範囲で、調布市に事業系一般廃棄物の収集を依頼することができます。

【延床面積基準】

施設の用途	延床面積
事務所ビル	250㎡
文化・娯楽施設	334㎡
店舗（飲食店）	50㎡
店舗（物品販売）・デパート・スーパー	125㎡
デイサービス施設・有料老人ホーム等	125㎡
ホテル	167㎡
学校・幼稚園	334㎡
病院・診療所	125㎡
駐車場	2,000㎡
倉庫	334㎡
工場	334㎡

【排出量基準】

廃棄物の種類	排出量基準
燃やせるごみ	3袋（指定収集袋）
燃やせないごみ	3袋（指定収集袋）
容器包装プラスチック	3袋（指定収集袋）
ペットボトル	1カゴ（45リットルのもの）
ビン	1カゴ（45リットルのもの）
カン	1カゴ（45リットルのもの）
紙類	2束（高さ25センチメートルの束）
段ボール	1束（20枚の束）
古布	1袋（45リットルのもの）
シュレッダー紙	2袋（45リットルのもの）
枝	5束（直径30センチメートルの束）
草・葉	4袋（50リットルのもの）

市に収集を依頼する該当事業所は、「事業系一般廃棄物の収集・運搬及び処分に関する申出書（第5号様式）」を提出してください。詳細は、以下リンク先の市HPを御覧ください。

市HP「事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する申出書」

トップページ>暮らし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者の方へ>事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する申出書

<https://www.city.chofu.lg.jp/070030/p041086.html>

8 よくある質問

Q1 廃棄物保管場所の必要面積の算出における「世帯用」と「単身用」の区分に面積等の基準はありますか。

A 要綱上の基準はございません。計画における想定を元に算出してください。

なお、事前協議において、内容に疑義が生じた場合は指摘させていただく場合がございます。

Q2 道路から廃棄物保管場所や搬出場所までの距離に基準はありますか。

A 要綱上、具体的な数値による基準はございませんが、要綱第3第1項に基づき、道路に面した敷地内（道路から手が届く場所）に設置してください。

他法令との兼ね合いによって、道路に面した箇所への設置が困難な場合は、設置場所について協議いたしますので御相談ください。

Q3 4戸未満の集合住宅についても、要綱における廃棄物保管場所の設置基準は適用されますか。

A 適用されます。小規模集合住宅（4戸以上15戸未満）の設置基準に準じて、廃棄物保管場所を設置してください。

Q4 廃棄物や資源物の保管容器に関する基準はありますか。

A 保管容器の容量及び設置数に関する基準はございませんが、要綱第3第2項第3号に基づき、最低限、資源物（ビン・カン・ペットボトル）の保管容器をそれぞれ御用意ください。

また、他分別（燃やせるごみ・燃やせないごみ・容器包装プラスチック・有害ごみ）についても、鳥獣被害や強風等による散乱防止のために、ごみストッカー等、保管容器の設置に御協力をお願いいたします。

Q5 粗大ごみ置場に関する基準はありますか。

A 道路に面した敷地内に設置してください。広さや構造に関する具体的な数値による基準はございませんが、大型の家具等が排出される可能性がございます。コンクリート敷など、平らな箇所に設置いただき、転倒による事故が発生しないよう御留意ください。

「事前協議確認書（第1号様式）」

第1号様式（第5関係）

令和 年 月 日

調布市長 宛

建築主 住所
 氏名
 電話番号
 〔法人にあつては、その事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕
 担当者

設計者 住所
 氏名
 電話番号
 〔法人にあつては、その事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕
 担当者

事前協議確認書

調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱第5第2項に規定する事前協議が終了しましたので、確認書を提出します。

なお、事業の施工にあたっては、事前協議の内容を遵守いたします。

事前協議により合意した内容について変更する必要があるときは、必ず連絡のうえ再協議します。

1 事業名称, 所在地及び規模	
(1) 事業名称	【 】
(2) 事業所在地	【 】
(3) 事業規模	【 】造 地上【 】階, 地下【 】階建
(4) 延べ面積	【 】m ² (内訳) 住宅用部分【 】m ² 事業用部分【 】m ²
2 事業用途及び戸数等	
<input type="checkbox"/> 集合住宅	戸数 【 】戸 内訳：ファミリータイプ 【 】戸 ワンルームタイプ 【 】戸 ※ 住居区画別に専用面積が分かる区画表及び平面図を添付すること。
<input type="checkbox"/> 店舗・事務所, その他用途	総区画数【 】区画 業種内訳【 (区画) 】 【 (区画) 】 【 (区画) 】 【 (区画) 】 【 (区画) 】 ※ 区画別に専用面積が分かる区画表及び平面図を添付すること。 ※ 業種を問わず事業系ごみは原則自己処理を行うこと。 ※ 市にごみの収集を希望する場合, 事業内容の詳細及び当該施設から排出されるごみ量等の資料を提出すること。
3 ごみ処理装置等導入について	ごみ処理装置【タイプ: 】 備考【 】 ※ ディスポーザを設置する場合は「排出汚泥処理届出書」を提出すること。

4 一般廃棄物の保管場所 (集合住宅) について			
(1) 廃棄物保管場所 の設置位置	別紙添付書類を参照 (廃棄物保管場所の設置位置の確認可能な案内図及び配置図を添付すること)		
(2) 廃棄物保管場所 の面積	別紙添付書類を参照 (廃棄物保管場所の詳細図 (平面図, 立面, 断面図及び求積図) を添付すること) 必要面積 【 】 m ² 有効面積 縦【 】 m × 横【 】 m = 【 】 m ²		
(3) 屋根又は囲いの 高さ及び構造	高さ 【 】 m 構造/備考【 】		
(4) 扉の種類及び寸 法	扉 の 種 類 【 】 高さ /有効寸法 【 】 m 開口幅/有効寸法 【 】 m		
(5) 主要設備	<input type="checkbox"/> 給水設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 排水設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 換気設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 照明設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 電源設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 表 示 板 備考【 】		
(6) 保管設備・保管 容器	種別	容量 (L)	設置数
	<input type="checkbox"/> 廃棄物用 (可燃, 不燃, プラスチック)		
	<input type="checkbox"/> 空き瓶		
	<input type="checkbox"/> 空き缶		
	<input type="checkbox"/> ペットボトル		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

	(7) 搬出場所	設置の有無【 有 ・ 無 】 面積 縦【 】m×横【 】m＝【 】m ² 位置 別紙添付書類を参照（搬出場所の設置位置が確認可能な配置図を添付すること）		
5	事業系廃棄物等の保管場所について			
	(1) 廃棄物等保管場所の設置位置	別紙添付書類を参照（廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置位置の確認可能な案内図及び配置図を添付すること）		
	(2) 廃棄物等保管場所の面積	廃棄物保管場所 【 】m ² 再利用対象物保管場所 【 】m ² 別紙添付書類を参照（廃棄物及び再利用対象物保管場所の詳細図（平面図、立面及び断面図）を添付すること）		
	(3) 主要設備	<input type="checkbox"/> 給水設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 排水設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 換気設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 照明設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 電源設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 表示板 備考【 】		
	(4) 保管設備	種別	容量 (L)	設置数

	<p><input type="checkbox"/> (5) 廃棄物保管場所の設置位置 廃棄物保管場所の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の案内図及び配置図（平面図）</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 廃棄物保管場所の面積 廃棄物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，2方向以上からの立面図，断面図及び求積図</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 搬出場所 搬出場所の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の配置図（平面図）</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 廃棄物等保管場所の設置位置 廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の案内図及び配置図（平面図）</p> <p><input type="checkbox"/> (9) 廃棄物等保管場所の面積 廃棄物及び再利用対象物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，2方向以上からの立面図及び断面図</p>
その他	<p>事前協議確認書（表紙を含め6枚と添付書類）を正1部，副2部，合わせて3部提出のこと。</p> <p>提出先 環境部資源循環推進課資源循環係 調布市野水2-1-1 （調布市クリーンセンター） T e l 042-306-8200 F a x 042-368-9921</p> <p>【連絡事項】</p> <p>(1) 協議は調布市クリーンセンターで行っています。 (2) 来庁前に電話で連絡をお願いします。 (3) 事前協議確認書は提出前にFAX等で内容をお知らせください。</p>

令和 年 月 日

調布市長 宛

建築主 住所
氏名
電話番号
〔法人にあつては、その事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
担当者

設計者 住所
氏名
電話番号
〔法人にあつては、その事務所の〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
担当者

事前協議変更確認書

年 月 日付けで終了した調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱第5第1項に規定する協議内容に変更が生じたため、再協議を行い、その協議が終了しましたので確認書を提出します。

【変更内容】

	(7) 搬出場所	設置の有無【 有 ・ 無 】 面積 縦【 】m×横【 】m＝【 】m ² 位置 別紙添付書類を参照（搬出場所の設置位置が確認可能な配置図を添付すること）		
5 事業系廃棄物等の保管場所について				
	(1) 廃棄物等保管場所の設置位置	別紙添付書類を参照（廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置位置の確認可能な案内図及び配置図を添付すること）		
	(2) 廃棄物等保管場所の面積	廃棄物保管場所 【 】m ² 再利用対象物保管場所 【 】m ² 別紙添付書類を参照（廃棄物及び再利用対象物保管場所の詳細図（平面図，立面及び断面図）を添付すること）		
	(3) 主要設備	<input type="checkbox"/> 給水設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 排水設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 換気設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 照明設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 電源設備 備考【 】 <input type="checkbox"/> 表示板 備考【 】		
	(4) 保管設備	種別	容量 (L)	設置数

	<p><input type="checkbox"/> (5) 廃棄物保管場所の設置位置 廃棄物保管場所の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の案内図及び配置図（平面図）</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 廃棄物保管場所の面積 廃棄物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，2方向以上からの立面図，断面図及び求積図</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 搬出場所 搬出場所の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の配置図（平面図）</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 廃棄物等保管場所の設置位置 廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置位置が確認可能な1/100～1/200程度の案内図及び配置図（平面図）</p> <p><input type="checkbox"/> (9) 廃棄物等保管場所の面積 廃棄物及び再利用対象物保管場所の1/30～1/50程度の平面図，2方向以上からの立面図及び断面図</p>
その他	<p>事前協議確認書（表紙を含め6枚と添付書類）を正1部，副2部，合わせて3部提出のこと。</p> <p>提出先 環境部資源循環推進課資源循環係 調布市野水2-1-1 （調布市クリーンセンター） T e l 0 4 2 - 3 0 6 - 8 2 0 0 F a x 0 4 2 - 3 6 8 - 9 9 2 1</p> <p>【連絡事項】</p> <p>(1) 協議は調布市クリーンセンターで行っています。 (2) 来庁前に電話で連絡をお願いします。 (3) 事前協議確認書は提出前にFAX等で内容をお知らせください。</p>

「集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第4号様式）」

第4号様式（第7関係）

令和 年 月 日

調布市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届

集合住宅における一般廃棄物の保管場所について、下記のとおり設置するので、調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱第7の規定により届け出ます。

設置場所	調布市	
集合住宅等名称		
住戸形式	単身者用	世帯用
住戸戸数	戸	
保管方法	建物内, 保管容器, ネット, 直置き	
管理体制	常駐管理	巡回管理
清掃の頻度及び曜日	週 回	
収集希望日	令和 年 月 日	
所 有 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
場 所 管 理 者	管理者（会社）	
	住 所	
	電話番号	
添付書類		
別紙, 建物案内図・建物配置図・廃棄物保管場所詳細図のとおり		

「集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第5号様式）」

第5号様式（第7関係）

（表面）

令和 年 月 日

調布市長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号
〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
担当者〕

事業系廃棄物の収集・運搬及び処分に関する申出書

事業系廃棄物の収集、運搬及び処分について、行政処理を依頼したいので、調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱第7の規定により申し出ます。

申請区分		新規	変更	廃止	登録番号 (※市記入欄)	—	
事業所	名称						
	所在地	調布市					
	建物名						
	業種・業態						
	延べ面積			m ²	従業員数	人	
廃棄物管理責任者の氏名							
連絡先							
排出する廃棄物の種類 及び1回の予定排出量	<input type="checkbox"/> 燃やせるごみ	<input type="checkbox"/> 燃やせないごみ	<input type="checkbox"/> プラスチック	<input type="checkbox"/> ペットボトル			
	袋	袋	袋	カゴ			
	<input type="checkbox"/> ビン	<input type="checkbox"/> カン	<input type="checkbox"/> 紙類	<input type="checkbox"/> 段ボール			
	カゴ	カゴ	束	束			
	<input type="checkbox"/> 古布	<input type="checkbox"/> シュレッダーごみ	<input type="checkbox"/> 枝	<input type="checkbox"/> 草・葉			
袋	袋	束	袋				
廃棄物保管場所及び 排出場所の見取図 〔搬出場所は、敷地内 の道路に面した場所 とする。〕	(別紙可)						
備考							

※排出基準については、裏面を参照ください。

(裏面)

【排出基準】

- 次に掲げる全ての基準を満たすことが必要です。
- ・事業用途の延べ床面積が基準以下であること（下記別表参照）。
 - ・1回の排出量が基準量以内（下記別表参照）かつ申出書（表面）に記載した予定排出量以内であること。
 - ・市の一般廃棄物処理計画に基づく分別をすること。
 - ・市が適正に処理できるごみであること。
（量にかかわらず事業系粗大ごみ、有害ごみは市で処理しません。）
 - ・「調布市ごみカレンダー」記載の収集日に、該当する廃棄物を排出すること。
 - ・収集日の朝8時までには排出すること。
 - ・燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチックについては指定収集袋に入れること
（指定収集袋は、口を結んでください）。
 - ・指定収集袋に登録番号と事業所名を記入すること。

【別表：施設用途別面積基準及び廃棄物種類別排出量基準】

施設の用途	延べ床面積
事務所ビル	2 5 0 m ²
文化・娯楽施設	3 3 4 m ²
店舗（飲食店）	5 0 m ²
店舗（物品販売）・ デパート・スーパー	1 2 5 m ²
デイサービス施設・ 有料老人ホーム等	1 2 5 m ²
ホテル	1 6 7 m ²
学校・幼稚園	3 3 4 m ²
病院・診療所	1 2 5 m ²
駐車場	2, 0 0 0 m ²
倉庫	3 3 4 m ²
工場	3 3 4 m ²

廃棄物等の種類	排出量基準
燃やせるごみ	3袋（指定収集袋）
燃やせないごみ	3袋（指定収集袋）
プラスチック	3袋（指定収集袋）
ペットボトル	1カゴ（45Lのもの）
ビ ン	1カゴ（45Lのもの）
カ ン	1カゴ（45Lのもの）
紙 類	2束（高さ25cmの束）
段ボール	1束（20枚の束）
古 布	1袋（45Lのもの）
シュレッダーごみ	2袋（45Lのもの）
枝	5束（直径30cmの束）
草・葉	4袋（50Lのもの）

「調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱」

平成 16 年 1 月 30 日

要綱第 3 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日要綱第 82 号

調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成 6 年調布市要綱第 2 号）の全部を改正する。

第 1 目的

この要綱は、一般住宅の居住者、集合住宅の所有者等に対し、一定の基準により廃棄物の保管場所を設置するよう協力を求めることにより、地域の清潔で快適な生活環境の実現を図ることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般住宅 次号に掲げる集合住宅を除く住宅の用に供する建築物をいう。
- (2) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- (3) 事業用建築物 店舗、事務所、工場、倉庫、老人ホームその他これらに類する事業の用途に供する建築物をいう。
- (4) 大規模集合住宅 15 戸以上の集合住宅をいう。
- (5) 小規模集合住宅 4 戸以上 15 戸未満の集合住宅をいう。
- (6) 大規模事業用建築物 延床面積が 1,500 平方メートル以上の建築物をいう。
- (7) 小規模事業用建築物 延床面積が 100 平方メートル以上 1,500 平方メートル未満の建築物をいう。
- (8) 一般廃棄物の保管場所 家庭廃棄物及び資源物を保管する場所をいう。
- (9) 搬出場所 収集日に家庭廃棄物及び資源物を保管場所から運び出す場所をいう。

第 3 一般住宅及び集合住宅の一般廃棄物の保管場所の設置基準

一般住宅の居住者及び集合住宅の所有者は、次の各号に掲げる基準により一般廃棄物の保管場所を設けるよう努めなければならない。

- (1) 道路に面した敷地内であること。
- (2) 段差及び傾斜のある場所に配置しないこと。
- (3) 周辺の環境、交通の状況等に配慮し、近隣住民と紛争になるおそれがなく、かつ、一般廃棄物の収集を行うのに適した場所であること。

2 前項に定めるもののほか、集合住宅の所有者は、次の各号に掲げる基準により当該集合住宅の一般廃棄物の保管場所を設けるよう努めなければならない。

- (1) 面積について、次に掲げるところにより算定した面積以上であること。この場合において、当該算定した面積が 1 平方メートルに満たないときは、当該面積は 1 平方メートルとする。

ア 世帯用の集合住宅 住宅戸数に 0.23 平方メートルを乗じて得た面積

イ 単身用の集合住宅 アに掲げるところにより算定して得た面積に3分の2を乗じて得た面積

ウ 世帯用と単身用が混在する集合住宅 それぞれのタイプの住宅戸数ごとにア又はイに掲げるところにより算定して得た面積を合計した面積

- (2) 屋根及び囲いを設け、囲いの高さを2メートル以上確保すること。ただし、小規模集合住宅においては、囲いのうち、一般廃棄物の搬出口の存する面を除く面をコンクリート壁又はコンクリートブロック積で1メートル以上とし、その中に保管のための設備を設ける方法とすることができる。
 - (3) 空き瓶、空き缶及びペットボトルを保管するための籠やコンテナ等の容器をそれぞれ必要量と見込まれる用意すること。
 - (4) 扉は、引き違い戸が使用されており、扉の有効開口は、高さ2メートル以上、幅120センチメートル以上を確保すること。
 - (5) 廃棄物を種類別に排出するため、間仕切りの設置等の対策を講ずること。
 - (6) 一般廃棄物の保管場所の内部に棚を設ける場合は、床面からの棚の高さは上面1メートル以下、下面80センチメートル以上、棚の奥行きは60センチメートル程度とし、耐久性及び強度が確保されていること。
 - (7) 一般廃棄物の保管場所の清潔を保持するため、床面はコンクリートとし、給排水設備及び排気設備を設けること。
 - (8) 外観が、周辺の環境や建物と調和が図られていること。
 - (9) 坂道に配置されていないこと。
 - (10) 住宅戸数が80戸以上の集合住宅については、第1号に掲げるところにより算定して得た面積に3分の1を乗じて得た面積の搬出場所を設けること。
 - (11) 前項に規定する一般廃棄物の保管場所のほかに粗大ごみを排出するための場所を、当該集合住宅の敷地内に確保すること。
- 3 集合住宅の所有者は、第1項第1号に掲げる道路に面した当該集合住宅の敷地内に一般廃棄物の保管場所を設置できない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じ、確約書を提出すること。
- (1) 前項第10号に準じて道路に面したところに搬出場所を設けること。
 - (2) 一般廃棄物の保管場所まで運搬車が進入できるように、車路及び停車場所を設けること。この場合において、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - ア 車路は、幅3.5メートル以上（相互通行の場合は5.5メートル以上）及び高さ3.5メートル以上の空間を確保し、安全に通り返りできる敷地であること。
 - イ 通り抜けができない敷地においては、転回場所を設けること。ただし、車両を後退させて方向転換を行う場合は、幅員は5メートル以上確保し、隅切りを設けること。
 - ウ 停車場所は、長さ7メートル以上、幅及び高さ3.5メートル以上の空間を確保すること。ただし、停車場所は、歩道状空地等の空地でないこと。
 - エ 耐荷重 車路及び停車場所は、車両重量10トンに耐え得る敷地構造とすること。
- 4 市長は、集合住宅における一般廃棄物の保管場所について、当該集合住宅の所有者に設置させることが適当でないとき、当該集合住宅の居住者又は管理者に対し、前2項に定める基準により当該保管場所の設置を求めるものとする。
- 5 市長は、一般廃棄物の保管場所の設置について、第1項から第3項までに定める基準により難しいと認める

ときは、一般住宅の居住者又は集合住宅の所有者、居住者若しくは管理者と協議のうえ、別に基準を設けるものとする。

第4 事業用建築物の設置基準

事業用建築物の所有者等は、次の各号に掲げる基準により廃棄物及び再利用対象物の保管場所を設けるよう努めなければならない。

- (1) 廃棄物及び資源物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物及び資源物の搬入、搬出、運搬車への積込み等の作業が安全かつ容易にできること。
- (3) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (4) 廃棄物及び資源物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散、雨水の流入等が発生しないようにすること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管施設の設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとする。
- (7) 運搬車を建築物の横に停車し又は進入させて廃棄物及び資源物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (8) 保管場所には、保管する廃棄物及び資源物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。
- (9) 廃棄物の保管場所と資源物の保管場所とは明確に区分し、資源物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により資源物が汚染されないようにすること。
- (10) 市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。
- (11) 集合住宅が併設する事業用建築物の場合は、集合住宅の一般廃棄物の保管場所とは別に設置すること。

第5 事前協議

4戸以上の集合住宅及び事業に供する延べ面積が100平方メートル以上の事業用建築物を建設しようとする者（以下「建築主」という。）は、当該建築物に係る廃棄物等の保管場所がこの要綱に定める基準に適合するものであることについてあらかじめ市長と協議するものとする。

2 前項の協議は、事前協議確認書（第1号様式）により行うものとし、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年9月22日条例第18号）第20条第1項第2号に規定する開発事業の建築物については、正本1部、副本2部を、これに該当しない建築物については、正本1部、副本1部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築物の建築の確認の申請までに提出するものとする。

3 市長は、建築主から事前協議確認書が提出された場合、その内容についてこの要綱に定める基準に適合するものであることについて調査し、基準に適合する場合は副本を交付する。

4 建築主は、第1項に規定する事前協議により合意した内容について変更する必要があるときは、事前協議変更確認書（第2号様式）により遅滞なく市長と協議をしなければならない。

5 建築主は、第1項に規定する建築物の工事を完了したときは、速やかに廃棄物等保管場所工事完了届（第3号様式）により市長に報告し、完了の検査を受けなければならない。

6 建築主は、第1項に規定する事前協議により合意した内容について、管理者、入居者及び住宅購入者等の関係人に対し、契約時に書面で説明するものとする。

第6 廃棄物保管場所管理者の選任

集合住宅の所有者は、当該集合住宅の所有者、居住者又は管理者のうちから、当該集合住宅における一般廃棄物の保管場所の管理について代表する者として、廃棄物保管場所管理者を選任しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、廃棄物保管場所管理者に変更が生じたときは、速やかに変更の届出を行わなければならない。

第7 設置届

集合住宅の所有者、居住者又は管理者は、当該集合住宅に一般廃棄物の保管場所を設置し、及び収集を依頼しようとするときは、収集の開始を希望する2週間前までに集合住宅一般廃棄物保管場所設置届兼収集依頼届（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成6年調布市規則第4号。以下「規則」という。）で定める事業用大規模建築物を建設しようとする者は、当該保管場所について、規則に定める資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市に収集、運搬及び処分を依頼するときは、事業系廃棄物の収集・運搬及び処分に関する申出書（第5号様式）（以下「申出書」という。）により、市長に申入れなければならない。

4 前項の場合において、市長は、事業者から申出書が提出されたときは、その内容について調査し、決定する。

第8 排出者等の責務

一般廃棄物を排出しようとする者は、一般廃棄物を種類ごとに分別するなど、市長が指定する排出方法により一般廃棄物の保管場所に排出しなければならない。

2 集合住宅における一般廃棄物の保管場所を利用する者は、当該保管場所における一般廃棄物の散乱、悪臭の発生、汚水の流出等がないように留意するとともに、当該保管場所を常に清潔にしておかななければならない。

3 集合住宅における一般廃棄物の保管場所については、当該保管場所を利用する者並びに当該集合住宅の所有者及び管理者の責任において管理しなければならない。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

(調布市開発行為及び集合住宅等建設に関する指導要綱の一部改正)

2 調布市開発行為及び集合住宅等建設に関する指導要綱(平成9年調布市要綱第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月29日要綱第82号)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の設置に係るものについて適用し、同日前の設置に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日要綱第54号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要綱第45号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」

平成5年9月24日

条例第24号

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理についての業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用についての計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
 - 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
 - 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
 - 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(事業用小規模建築物の所有者等の義務)

第24条 事業用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用小規模建築物」という。)の所有者等

は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用小規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(住居用大規模建築物等の所有者等の義務)

第25条 住居用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「住居用大規模建築物」という。）の所有者等は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定は、住居用の小規模建築物で規則で定めるもの（以下「住居用小規模建築物」という。）について準用する。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第40条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」

平成6年3月22日

規則第4号

(事業用大規模建築物)

第5条 条例第20条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第6条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

- 2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

- 3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により行わなければならない。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第8条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管が確保されるようにすること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第9条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

（事業用小規模建築物）

第13条 条例第24条第1項の規則で定める事業用小規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

2 条例第24条第2項に規定する再利用の対象となる物の保管場所については、第8条に規定する基準に準じて設置するものとする。

（住居用大規模建築物）

第14条 条例第25条の規則で定める住居用大規模建築物は、15戸以上の集合住宅とする。

（住居用小規模建築物）

第14条の2 条例第25条第2項の規則で定める住居用小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅とする。

（住居用大規模建築物における再利用対象物の保管場所設置基準）

第15条 条例第25条の規則で定める基準は、第8条に規定する基準を準用する。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第22条 条例第40条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第57条 条例第84条第1項の規則で定める大規模建築物は、15戸以上の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第84条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第84条第2項及び第4項の規則で定める基準は、第22条各号の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

(小規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第57条の2 条例第84条の2の規則で定める小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」

平成16年9月22日

条例第18号

(開発基準の遵守)

第20条 次の各号に掲げる開発事業のいずれかを行おうとする事業者(以下「開発事業者」という。)は、市長が別に定めるところにより、公共施設及び公益的施設を設置するとともに当該開発事業の施行について必要な事項を遵守するものとする。

(1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為

(2) 次のいずれかに該当する建築物の建築

ア 15戸以上の共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物(以下「集合住宅」という。)

イ 高さが10メートルを超える建築物(一戸建ての住宅を除く。)

ウ 階数(基準令第2条第1項第8号に掲げる階数をいう。)が地上4階建て以上の建築物

エ 延べ面積(基準令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。)が1,500平方メートル以上の建築物

(3) 基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴うもの

(4) 周辺環境に著しい影響を与えるもののうち規則で定めるもの

「調布市開発事業指導要綱」

平成17年2月10日

要綱第9号

第18 清掃

開発事業者は、一般廃棄物保管場所については、調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱(平成16年調布市要綱第3号)に基づき設置しなければならない。

作成：調布市 環境部 資源循環推進課 資源循環係

メール：gomitai@city.chofu.lg.jp

電話番号：042-306-8200

F A X：042-368-9921